

## 公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定により、南佐久南部漁業協同組合ほか31組合の遊漁規則を、平成15年12月22日、次のとおり認可しました。

平成15年12月25日

長野県知事 田中康夫

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
南佐久南部漁業協同組合	南佐久郡小海町大字小海3981-1	内共第1号
佐 久 "	佐久市大字跡部17-1	"
上 小 "	上田市常田1-2-16	"
更 塙 "	千曲市上山田温泉2-11-3	"
千 曲 川 "	須坂市大字村山145-1	内共第2号
北 信 "	上水内郡牟礼村大字牟礼936-2	"、内共第19号
高 水 "	飯山市大字静間町尻1340-1	"、内共第9号
裾花川水系 "	長野市中御所3-14-10	内共第3号
奈良井川 "	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原71-599	内共第4号
波 田 "	東筑摩郡波田町4417	"
犀 川 "	東筑摩郡明科町大字中川手3842-3	"
安 曇 "	南安曇郡安曇村4460	"
北安中部 "	大町市大字大町2763	"
犀川殖産 "	上水内郡信州新町大字新町34-8	"
諏訪湖 "	諏訪市渋崎1792-374	内共第5号
諏訪東部 "	茅野市ちの627	"
天竜川 "	伊那市大字伊那部4445	内共第6号
下伊那 "	飯田市松尾明7499	"
遠 山 "	下伊那郡南信濃村和田1379	"
木曾川 "	木曾郡木曾福島町4935-1	内共第7号、内共第14号
姫川上流 "	北安曇郡白馬村大字北城12875	内共第8号、内共第18号
志賀高原 "	下高井郡山ノ内町大字平穏841	内共第9号
根羽川 "	下伊那郡根羽村1762	内共第10号
松原湖 "	南佐久郡小海町大字豊里4310	内共第11号
野尻湖 "	上水内郡信濃町大字野尻字海端269	内共第12号
青木湖 "	大町市大字平22690	内共第13号
木崎湖 "	大町市大字平15694	"
恵那 "	岐阜県中津川市栄町7-30	内共第14号
浪合村 "	下伊那郡浪合村1018	内共第15号
平谷村 "	下伊那郡平谷村1056	内共第16号
釜無川 "	諏訪郡富士見町落合10777	内共第17号
糸魚川内水面 "	新潟県糸魚川市上刈5-5-30	内共第18号

2 遊漁についての制限  
 (1) 漁具漁法

漁業権者の名称	口頭で申請して遊漁料を支払えができる漁具漁法	申請書で申請して遊漁料を支払えねばできる漁具漁法
南佐久南部漁業協同組合	漁具漁法 竿釣 手釣	統数等の制限 1人1本
佐久	〃	1人1本 (こい及びふなを対象とする場合は、1人2本以内) 1人2本以内 (あゆを対象とする場合は1人1本とし、友釣りに限る。)
上小	〃	延繩 竿釣 1人2本以内 (あゆを対象とする場合は1人1本とし、友釣りに限る。)
更埴	〃	竿釣 (1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人2本以内 (あゆを対象とする場合は1人1本)
置針	竿釣 置針	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人3本以内 (うなぎを対象とするものに限る。)
千曲川	〃	竿釣 (1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人2本以内 (あゆ、いわな、やまめを対象とする場合は、1人1本)
北信 (内共第2号)	〃	竿釣 (1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人3本以内 (あゆを対象とする場合は、1人1本)
〃 (内共第19号)	〃	竿釣 (1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人1本以内

高 水 (内共第2号)	"	"	"	1人2本以内
高 水 (内共第9号)	"	"	1人1本	
裾花川水系	"	"	1人2本以内 (あゆを対象とする場合 は、1人1本)	投 網 (1) 網目こま 12mm以上 (2) 1人1統
	たも網		(1) 網目こま 12mm以上 (2) 1人1統	
奈良井川	"	竿 釣	1人2本以内 (あゆを対象とする場合 は、1人1本)	" (1) 網目こま 15mm以上 (2) 1人1統
	さで網		(1) 網目こま 15mm以上 (2) 1人1統	や す 1人1統
	たも網		"	
波 田	"	竿 釣	1人1本	投 網 (1) 網目こま 12mm以上 (2) 1人1統
	たも網		(1) 網目こま 12mm以上 (2) 1人1統	や す 1人1統
	さで網		"	
犀 川	"	竿 釣	1人2本以内	投 網 (1) 網目こま 12mm以上 (2) 1人1統
	たも網		(1) 網目こま 12mm以上 (2) 1人1統	(3) 舟からの乗りうちは禁止
安 曇	"	竿 釣	1人1本	投 網 (1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。
北安中部	"	"	1人1本	たも網 (1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま 15mm以上 (3) 口径 45cm以上 (4) 1人1統

犀川殖産	〃	竿 魚	1人2本以内（あゆ、しなのゆきますを対象とする場合は、1人1本）	投 網	(1) にじます、やまめ、いわな、しなのゆきます以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま12mm以上 (3) 1人1統
		さで網		(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきます以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま12mm以上 (3) 1人1統	
		たも網	"	(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきます以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統	
		や す		(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきます以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統	
		延 繩		(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきます以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統	
		う け		(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきます以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人10箇以内	
		箱 伏		(1) えびを対象とする場合に限る。 (2) 網目こま13mm以上 (3) 1人1統	
		竿 魚	(1) どじょう、うなぎ、えび、とんこはぜ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 岡谷市川岸東二丁目9579-5番地先の竜上橋から下流の天龍川においては1人1本	投 網	(1) どじょう、うなぎ、えび、とんこはぜ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま13mm (わかさぎを対象とする場合は5.5mm) 以上 (3) 1人1統
諏訪 湖	〃		(3) その他の区域は、1人2本以内 (4) その他の区域におけるわかさぎ以外の魚種を対象とする場合は、リール釣を除く。	押 網	(1) えびを対象とする場合に限る。 (2) 網目こま13mm以上 (3) 1人1統
		小四手網		(1) おいかわ、うぐい、むろ、どじょう、うなぎ、えび以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま13mm (わかさぎを対象とする場合は5.5mm、とんこはぜを対象とする場合は3mm) 以上	

手 魚	わかさぎを対象とする場合に限る。	大四手網	(1) 間口 3.0m未満 (2) 1人1統	(1) こい、ふな、なまざを対象とする場合に限る。 (2) 網目こま 13mm以上 (3) 間口 3.5m以内 (4) 1人1統
諏訪東部	竿 魚	1人1本	投 網	延 繩 筌
すて針	(1) 1人20本以内 (2) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。	たも網	(1) 網目こま 12mm以上 (2) 1人1統	うなぎを対称とする場合に限る。 どじょうを対称とする場合に限る。
天竜川	竿 魚	1人2本以内	投 網	たも網 筌
下伊那	竿 魚	1人2本以内 (あゆを対象とする場合は、1人1本)	さで網	あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 1人10統以内
遠山	"	"	延 繩	あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 1人1統

木曾川 (内共第7号)	"	竿 鈎	1人1本 (こいを対象とする場合は、 1人3本以内)	投 網	(1) 網目こま 15 mm以上 (2) 1人1統
		たも網	(1) あゆ以外の魚種に限る (2) 網目こま 15 mm以上 (3) 網の直径 45 cm以下 (4) 1人1統 (5) 夜すくい漁、濁りすくい漁は禁止		
木曾川 (内共第14号)	"	竿 鈎 手 鈎	1人1本 (あゆ以外の魚種は1人2本 以内)		
姫川上流 (内共第8号)	"	竿 鈎	1人1本		
"	"	"	"		
志賀高原 (内共第18号)	"	"	"		
根羽川	"	"	1人1本		
根原湖	"	竿 鈎	1人1本	投 網	(1) 網目こま 12 mm以上 (2) 1人1統
				ガリ	(1) あゆを対象とする場合に限る。 (2) 1人1本
				やす	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統
				捨針	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人5統以内
松原湖	"	竿 鈎	1人2本以内		
野尻湖	"	竿 鈎	(1) 承認期間1日のものに限る (2) 1人2本以内	手 竿 鈎	(1) 承認期間1年のものに限る (2) 1人2本以内
青木湖	"	竿 鈎	1人2本以内		

木崎湖	"	手釣 竿釣	" "
恵那村	"	竿釣 手釣	1人1本(あゆ以外の魚種は1人2本以内)
浪合村	"	竿釣	1人1本
平谷村	"	竿釣	1人1本
笠無川	"	捨針	1人50本以内
糸魚川内水面	"	竿釣 手釣	(1) 1人2本以内 (2) 竿の長さ11m以内 (3) コロガシ釣りは禁止

## (2) 遊漁の期間

漁業権者の名称	対象魚種	あ ゆ	ま す	類	か じ	か	その他の魚種
南佐久南部漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣り以外の漁具漁法は、組合が別に公表する区域期間。	2月16日から9月30日まで。ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。	5月16日から12月31日まで。ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。	5月16日から12月31日まで。ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。	5月16日から2月末日まで。ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。	5月16日から2月末日まで。ただし、引虫釣(毛ばり釣)は、4月1日よりあゆの友釣り解禁日まで禁止。	5月16日から2月末日まで。ただし、引虫釣(毛ばり釣)は、4月1日よりあゆの友釣り解禁日まで禁止。
佐 久	〃	公表(解除)の日から12月31日までの間。ただし、友釣り以外の漁法については、組合が別に定めた区域期間。	〃	〃	〃	〃	〃
上 小	〃	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内	2月16日から9月30日まで	2月16日から9月30日まで	5月16日から2月末日まで	5月16日から2月末日まで	5月16日から2月末日まで
更 増	〃	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣り以外の漁法は別に組合が定めて公表する日から12月31日まで。	〃	〃	〃	〃	〃
千 曲 川	〃	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内	〃	〃	〃	〃	〃
北 信 (内共第2号)	〃	6月以降で組合が公示する日から12月31日まで。ただし、友釣り以外の漁具漁法は別に公表する日から12月31日まで。	3月第3日曜日から9月30日まで	3月第3日曜日から9月30日まで	3月第3日曜日から9月30日まで	3月第3日曜日から9月30日まで	3月第3日曜日から9月30日まで
高 水 (内共第2号)	〃	3月16日から9月30日まで	5月16日から2月末日まで	5月16日から2月末日まで	5月16日から2月末日まで	5月16日から2月末日まで	5月16日から2月末日まで